

# COVID-19 が顕在化させた教育の不平等

## 教育のデジタル化と学問の自由

2021.3.21 高校会館

石川 多加子

### はじめに ICT 教育推進派の「思想」と教育の機会均等

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

#### 1. 教育のデジタル化と教育産業・IT 産業

(1) 莫大な利益

(2) 政界・官界・学界・産業界

① 広島県教育長 平川理恵氏

② 大井川和彦茨城県知事

#### 2. 権力による「覗き見」、情報収集と一元化

(1) プライバシーの権利（憲法 13 条）と学習履歴のデータベース構想

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(2) 遠隔授業と「検閲」（憲法 21 条 2 項）

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(3) 教育内容の標準化、国家統制

おわりに 学問の自由と教育を受ける権利

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。